

別表

助言・指導内容実施等証明申請書

年 月 日

証明申請者	住所又は主たる事務所の所在地	
	氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名	
連 絡 先		

下記のマンションが地方税法施行令附則第12条第48項第2号イに掲げる要件に該当するものであることについて証明願います。

1. マンションの概要

マ ン シ ョ ン の 所 在 地	
管 理 組 合 の 形 態	
管 理 組 合 の 名 称	

2. 助言又は指導の内容

助言又は指導を受けた日 及び文書番号	年 月 日付 第 号
実施した措置の内容	

3. 地方税法施行令附則第12条第48項第2号イに規定する基準に係る事項

長期修繕計画の作成又は直近の変更の年月日	年 月 日
長期修繕計画の作成又は直近の変更について集 会の決議をした年月日	年 月 日
長 期 修 繕 計 画 の 計 画 期 間	年
将来の一時的な修繕積立金の徴収予定の有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有
長期修繕計画の計画期間全体での修繕積立金の 平均額	円
現 在 の 借 入 金 の 有 無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有
「有」の場合	完 済 予 定 年 月 年 月

助言・指導内容実施等証明書

上記のマンションが地方税法施行令附則第12条第48項第2号イに掲げる要件に該当するものであることについて証明します。

証明年月日	年	月	日
-------	---	---	---

証明を行った 都道府県等	印
-----------------	---

(用紙 日本産業規格A4)

備考

- 1 「証明申請者」の「住所又は主たる事務所の所在地」、「氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名」及び「連絡先」の欄には、この証明書の交付を受けようとする管理組合の管理者等（マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等をいう。）について、次により記載すること。
 - (1) 「住所又は主たる事務所の所在地」、「氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名」及び「連絡先」をこの証明書を作成する日の現況により記載すること。
 - (2) 複数の管理者等（マンションの管理の適正化の推進に関する法律第2条第4号に規定する管理者等をいう。以下同じ。）が置かれている場合、管理者等全員の「住所又は主たる事務所の所在地」及び「氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名」をこの証明書を作成する日の現況により記載し、管理者等の代表者1名分の「連絡先」をこの証明書を作成する日の現況により記載すること。
- 2 「マンションの所在地」の欄には、当該マンションの建物の建物登記簿に記載された所在地を記載すること。
- 3 「管理組合の形態」の欄には、次のいずれかを記載すること。
 - (1) 単棟型（住宅のみ）
 - (2) 単棟型（複合用途型）
 - (3) 団地型（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第68条の規約設定を行っている団地管理組合・住宅のみ）
 - (4) 団地型（同法第68条の規約設定を行っている団地管理組合・複合用途型）
 - (5) 団地型（同法第68条の規約設定を行っていない団地管理組合と棟管理組合・住宅のみ）
 - (6) 団地型（同法第68条の規約設定を行っていない団地管理組合と棟管理組合・複合用途型）
 - (7) その他
- 4 「管理組合の名称」の欄には、複数の管理組合（マンションの管理の適正化の推進に関する法律第2条第3号に規定する管理組合をいう。以下同じ。）が共同で申請する場合、全ての管理組合の名称を記載すること。
- 5 「長期修繕計画の作成又は直近の変更の年月日」の欄には、長期修繕計画の計画開始日を記載すること。
- 6 「将来の一時的な修繕積立金の徴収予定の有無」の欄には、該当するチェックボックスにレ点を入れること。
- 7 「長期修繕計画の計画期間全体での修繕積立金の平均額」の欄には、以下の計算式により算出した額を記載すること。

計画期間全体での月当たりの修繕積立金の平均額 = $(A + B + C) \div X \div Y$

A : 計画期間当初における修繕積立金の残高 (円)

B : 計画期間全体で集める修繕積立金の総額 (円)

C : 計画期間全体における専用使用料等からの繰入額の総額 (円)

X : マンションの総専有床面積 (㎡)

Y : 長期修繕計画の計画期間 (ヶ月)

- 8 「現在の借入金の有無」の欄には、該当するチェックボックスにレ点を入れるとともに、「有」に該当する場合は、借入金の完済の予定年月を記載すること。複数の借入金が存在する場合には、完済期日が最も遅い期日を記載すること。